

令和 3 年度水質検査計画

建設進む 上の原配水池

上の原配水池完成予想図



造成全体写真

工事進捗状況



島原市水道課

はじめに

水質検査は、水道水が水質基準に適合し、安全であることを確認するために不可欠であり、水道水の水質管理において最も重要なものです。

水道法で定められた水質基準項目の検査については、全国一律に検査を行う回数などが義務付けされているのではなく、多くの項目が過去の検査実績や水道水源等の状況により、検査回数を減らすことや検査を省略することができることになっています。このため、島原市が実施する水質検査の適正化や透明性を図るため、採水場所、検査項目、検査回数などについて計画を定め、これを適切に実施することにより、市民の皆様に安全で良質な水道水を安心してご利用いただくものです。

令和3年度水質検査計画目次

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況
4. 採水場所
5. 水質検査項目及び検査頻度
6. 水質検査方法
7. 臨時の水質検査
8. 水質検査計画及び検査結果の公表
9. その他の留意事項

1. 基本方針

水道水が水質基準に適合し、安全であることを確認するため、以下の方針に基づいて水質検査を行います。

(1) 水質検査採水場所

- ①浄水 上水道、簡易水道の配水系ごとに、当該水道により供給される水が水質基準に適合しているかどうかを判断することができる給水栓で採水します。
- ②原水 現在水道水源として取水している全ての水源で、各水源地内の取水ポンプ設備に付属する給水栓等により採水します。

(2) 水質検査項目

- ①浄水 水道法で検査を行わなければならない水質基準項目について検査を行います。
また、水源が浅井戸であり取水量が最も多い「上の原水系」については、水質管理目標設定項目についても検査を行います。
- ②原水 水質基準項目のうち、必要な項目について検査します。

(3) 検査頻度

- ①浄水 毎日検査項目、毎月検査項目、3か月毎の検査項目を法令に基づき検査します。
なお、過去の検査結果で検出値が低いことから、3年に1回の検査に緩和できる項目についても、水道水の安全性を確認するため年1回の検査を行います。
- ②原水 特に監視が必要な項目を除き、1年に1回検査を行います。

2. 水道事業の概要

平成26年度に有明町の簡易水道事業を上水道事業と統合し、市水道未給水であった礫石原、広高野及び立野地区については、水源、配水池等を新設整備し、平成28年度から順次給水を開始しました。また、油堀・長貫簡易水道についても、施設を新設整備し、平成28年1月に給水を開始し上水道事業に統合しておりますので、上水道1事業16水系、簡易水道1事業1水系で水を供給しております。さらに現在、上の原・安中水系につきまして耐震化事業等を計画し安全で持続可能な水道の構築を進めています。

給水計画と実績（実績は令和元年年度の値）

区 分	島原市上水道	中木場簡易水道
計画給水人口	44,870 人	2,500 人
給水人口	42,621 人	1,696 人
計画1日最大給水量	21,500 m ³	1,000 m ³
実績1日最大給水量	18,349 m ³	690 m ³
実績1日平均給水量	15,888 m ³	508 m ³

◎主要施設

各々の水道の主な施設は、次の表のとおりとなっており、滅菌後の水道水(浄水)の水質検査は、この水系ごとに実施します。

島原市上水道

水系名	配水池名・容量	水源名・計画最大取水量
㊤舞人堂水系	舞人堂配水池 402 m ³ -①	舞人堂第1水源 200 m ³ /日-① 舞人堂第2水源 150 m ³ /日-②
㊦久原水系	久原配水池 270 m ³ -③	久原水源 400 m ³ /日-③
㊧出口水系	出口配水池 400 m ³ -④	出口水源 300 m ³ /日-④
㊨松崎水系	松崎配水池 380 m ³ -⑤	松崎水源 200 m ³ /日-⑤
㊩水ノ出口水系	水ノ出口配水池 340 m ³ -⑥	水ノ出口第1水源 440 m ³ /日-⑥ 水ノ出口第2水源 440 m ³ /日-⑥
㊪二ツ石水系	二ツ石配水池 150 m ³ -⑦ 川内第2配水池 49.5 m ³ -⑧	二ツ石第1水源 600 m ³ /日-⑦ 二ツ石第2水源 600 m ³ /日-⑦
㊫高野水系	高野配水池 150 m ³ -⑨	高野第1水源 440 m ³ /日-⑨ 高野第2水源 600 m ³ /日-⑨ 高野第3水源 440 m ³ /日-⑩
㊬川内水系	川内第1配水池 511.4 m ³ -⑪	川内第1水源 870 m ³ /日-⑪
㊭三会水系	三会配水池 1,500 m ³ -⑭	三会第1水源 廃止-⑭ 三会第2水源 1,400 m ³ /日-⑬ 三会第3水源 1,400 m ³ /日-⑫
㊮森岳水系	森岳配水池 1,500 m ³ -⑯	森岳第1水源 1,200 m ³ /日-⑰ 森岳第2水源 1,400 m ³ /日-⑯
㊯折橋水系	折橋第1配水池 100 m ³ -⑱ 折橋第2配水池 1,000 m ³ -⑲ 折橋第3配水池 380 m ³ -⑳ 江里配水池 120 m ³ -⑮	折橋第1水源 1,000 m ³ /日-⑳ 折橋第2水源 1,600 m ³ /日-⑳
㊰上の原水系	上の原第1配水池 1,800 m ³ -㉓ 上の原第2配水池 1,000 m ³ -㉓	上の原水源 6,700 m ³ /日-㉒ 上の原第2水源 1,900 m ³ /日-㉑ 上の原第3水源 1,900 m ³ /日-㉔
㊱安中水系	安中配水池 800 m ³ -㉔	安中第1水源 2,000 m ³ /日-㉔ 安中第2水源 1,700 m ³ /日-㉔
㊲礪石原水系	礪石原配水池 180 m ³ -㉖	礪石原第1水源 400 m ³ /日-㉕ 礪石原第2水源 400 m ³ /日-㉖
㊳油堀水系	油堀配水池 300 m ³ -㉗	油堀第1水源 600 m ³ /日-㉗ 油堀第2水源 600 m ³ /日-㉗
㊴立野水系	立野配水池 50 m ³ -㉘	立野第1水源 200 m ³ /日-㉘ 立野第2水源 200 m ³ /日-㉘

中木場簡易水道

水系名	配水池名・容量	水源名・計画最大取水量
㊤中木場水系	中木場低区配水池 470 m ³ -㊶	中木場第1水源 1,000 m ³ /日-㊸
	中木場高区配水池 330 m ³ -㊷	中木場第2水源 1,000 m ³ /日-㊸

㊹浄水方法

水道水源は、上の原水源のみが浅井戸水源で、他の水源は深井戸水源となっておりますが、いずれも清浄な地下水を汲み上げ、病原菌などに汚染されないよう塩素滅菌処理して給水しております。

なお、上水道安中水系、折橋水系、礫石原水系及び簡易水道中木場水系の水道原水は、遊離炭酸成分をやや多く含み、酸性傾向にあるため、曝気処理をして水を弱アルカリ性化した上で給水しております。

3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

島原半島各地において、硝酸態窒素・亜硝酸態窒素による地下水汚染が確認されており、関係各機関でその対策に取り組んでおりますが、島原市の水道水源においても5箇所の水源で、水1ℓ中10mgの基準値を超えて検出されている状況です。このため、舞人堂第1・第2水源については、水ノ出口水系の浄水で、久原水源、出口水源、松崎水源については、川内水系の浄水で希釈をし、また、三会第3水源については、第2水源の原水、折橋水系浄水、及び立野調整槽からの浄水で希釈することにより、水質基準に適合した水を供給しているところです。このため、今後も窒素濃度の推移を注意深く監視する必要があります。

監視が必要な水系の硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の検査結果 (mg/ℓ)

		平成30年度最大値		令和元年度最大値	
		原水	浄水	原水	浄水
三会水系	三会第1水源	廃止		廃止	
	三会第2水源	4.4	6.1	3.8	5.3
	三会第3水源	9.8		9.9	
舞人堂水系	舞人堂第1水源	14.0	5.7	16.2	4.7
	舞人堂第2水源	10.2		12.0	
久原水系	久原水源	20.2	6.4	19.4	6.6
出口水系	出口水源	23.0	8.7	22.0	8.2
松崎水系	松崎水源	25.8	8.2	31.4	5.1

また、島原市南部の上水道安中水系、簡易水道中木場水系では、地質由来により他の水系に比べて、カルシウム・マグネシウム等(硬度)や蒸発残留物が多く検出されます。水質基準には適合していますが、ステンレスの流し台などで水が蒸発したあとに白く残り、落としにくいことがあり、水質的に留意すべき項目です。

なお、上の原水源は浅井戸水源であることから、クリプトスポリジウム汚染に留意する必要がありますが、島原市の水道原水は、全て地下水であることから水質は安定しており、上記以外で特に留意すべき項目はなく、浄水については、全て水質基準値に適合しており、安全な水であるといえます。

4. 採水場所

水質検査の採水場所は、「別図 1 水質検査採水地点位置図」のとおり、島原市上水道 16 箇所、中木場簡易水道 1 箇所、合計 17 箇所で給水栓により採水いたします。

5. 水質検査項目及び検査頻度

(1) 水質基準項目

① 検査項目

ア 浄水は、法令で定められている水質基準項目(51 項目)について検査を行います。

イ 原水は、浄水基準項目の内、消毒副生成物の 11 項目と味を除いた 39 項目について検査を行います。

② 検査頻度

ア 浄水の水質基準項目の中には、法令により過去の検査結果や水源などの状況、使用薬品や資機材などの状況により、検査の回数を軽減したり、省略することができる項目があります。(「別表 1 水質基準の回数減、省略に関する一覧表」参照)

この軽減・省略基準に基づき島原市の水質状況を判定すると「別表 2 判定検査頻度一覧表」のとおり、重金属や一般有機化学物質など 26 項目について、検査を 3 年に 1 回とすることが可能となるなど、検査頻度をかなり緩和できるところですが、水質が安定し良質であることを確認するため、これらの項目についても 1 年に 1 回は検査することとし、令和 2 年度は、「別表 3 水質検査実施頻度一覧表」のとおり、9 項目を毎月、16 項目を 3 箇月毎に、全項目を 1 年に 1 回検査いたします。

なお、舞人堂、久原、出口、松崎及び三会の 5 水系と、希釈水を供給する川内、水ノ出口の 2 水系については、監視のため硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の検査を毎月行います。

イ 原水の水質検査は、休止中の中木場第 1 水源を除き 1 年に 1 回行います。

なお、三会第 2、第 3 水源、舞人堂第 1、第 2 水源、久原水源、出口水源及び松崎水源については、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の検査を毎月行います。

(2) 毎日検査

① 検査項目

法令で定められている色及び濁り並びに消毒の残留効果(残留塩素)に関する検査について行います。

② 検査頻度

各水系の浄水について、1 日 1 回以上検査を行います。

(3) 水質管理目標設定項目検査等

将来にわたって水道水の安全性を確保するため、水質管理上留意すべき項目として法令で 27 項目の目標値が定められておりますが、令和 3 年度も継続して、給水量が一番多く、水源が浅井戸水源である上の原水系について、管理目標設定項目の内、水質基準項目で検査している 7 項目を除く 20 項目を、1 年に 1 回検査いたします。

また、上の原水源、川内第 1 水源及び出口水源については、クリプトスポリジウム指標菌の検査を継続して毎月実施いたします。

※ 検査箇所・頻度・項目は、「別表 4 検査箇所・検体数一覧表」、「別表 5 検査項目一覧表」を参照

6. 水質検査方法

毎日検査の 3 項目（色、濁り、残留塩素濃度）については、水道課で行いますが、定期の検査及び臨時の検査については、水道課に検査施設がないため、水道法第 20 条第 3 項による厚生労働大臣の登録を受けた「登録水質検査機関」に委託し、国の定めた検査方法に基づいて実施いたします。

なお、水質検査の委託先は、検査能力が十分あり、精度管理が適切に行われ、万一水質事故等が発生した場合に、その原因究明等に迅速に対応できることを条件にしています。

7. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は次のような場合に行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常があったとき。
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ④ 浄水過程に異常があったとき。
- ⑤ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ⑥ その他特に必要があると認められるとき。

なお、臨時の水質検査は、水質異常が発生した時に直ちに必要な項目の検査を実施し、水質異常が終息するなど、給水栓での水の安全性が確認できるまで行います。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

公表は、インターネットのホームページなどで行います。市民の皆様のご意見を参考にさせていただきながら、検査結果を総合的に判断し、必要に応じて計画の見直しを行います。

9. その他の留意事項

(1) 水質異常時の対応

水質汚染事故の発生により基準値超過が継続することが見込まれ、人の健康を害する恐れがある場合には、取水及び給水の緊急停止措置を講じ、その旨の周知徹底を行い、関係機関と連携して、迅速に対策を講じます。

(2) 測定精度

水質基準値の測定精度については、厚生労働省健康局水道課長通知（平成 15 年 10 月 10 日）に示された精度を確保することといたします。

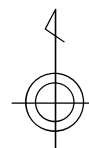
(3) 水質検査の精度・信頼性保証に関する事項

水質検査を委託している水質検査機関において精度管理がなされているか 1 年に 1 回確認を行います。

別図1

水質検査採水地点位置図

★	水質検査地点
●	水源施設
■	配水池施設
□	水源・配水池複合施設

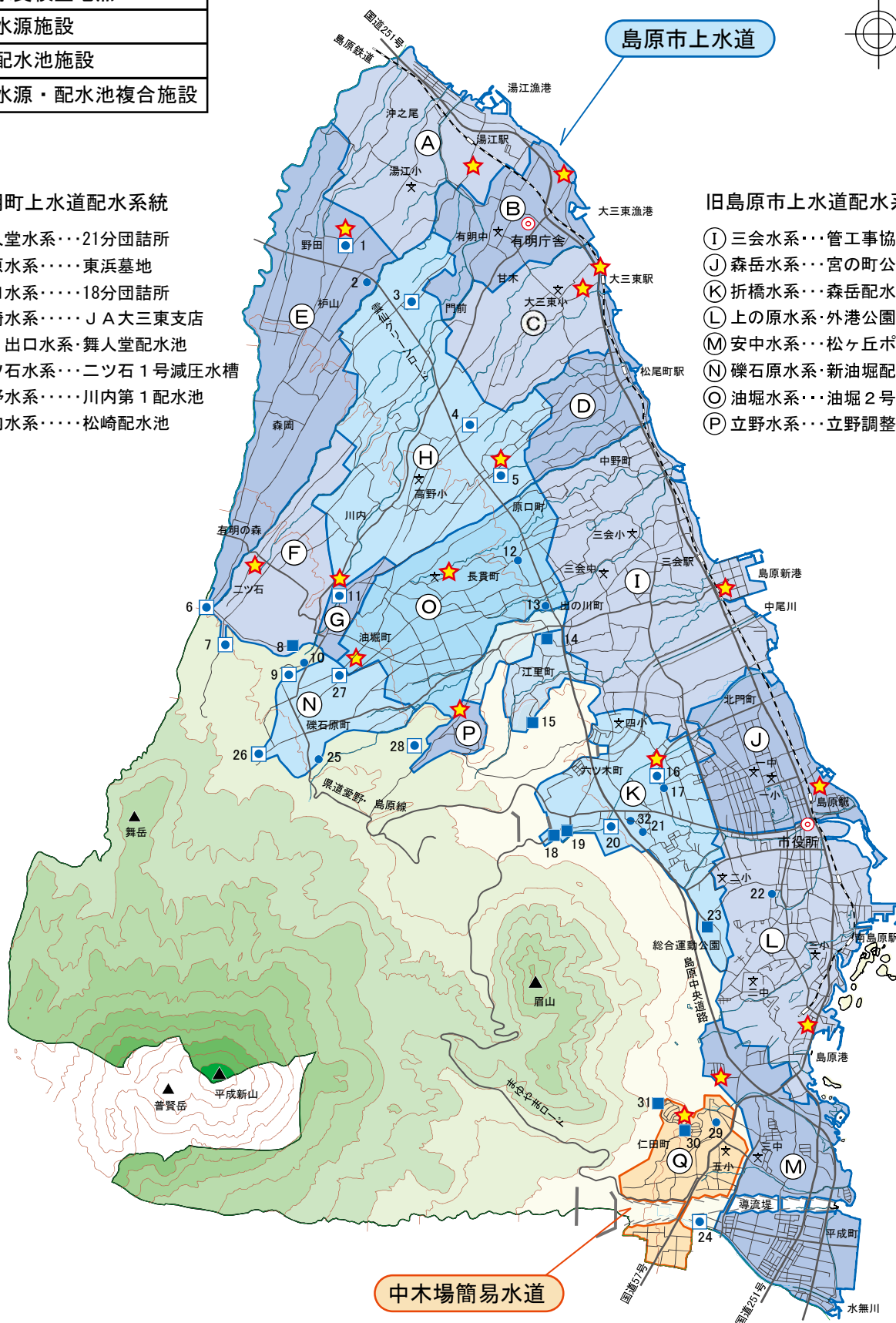


旧有明町上水道配水系統

- (A) 舞人堂水系…21分団詰所
- (B) 久原水系…東浜墓地
- (C) 出口水系…18分団詰所
- (D) 松崎水系…J A大三東支店
- (E) 水ノ出口水系…舞人堂配水池
- (F) ニツ石水系…ニツ石1号減圧水槽
- (G) 高野水系…川内第1配水池
- (H) 川内水系…松崎配水池

旧島原市上水道配水系統

- (I) 三会水系…管工事協同組合
- (J) 森岳水系…宮の町公園
- (K) 折橋水系…森岳配水池
- (L) 上の原水系…外港公園
- (M) 安中水系…松ヶ丘ポンプ所
- (N) 礪石原水系…新油堀配水池
- (O) 油堀水系…油堀2号減圧水槽
- (P) 立野水系…立野調整槽



中木場簡易水道

- (Q) 中木場水系・中木場低区配水池

別表 1 水質検査の回数減、省略に関する一覧表

(水道法施行規則第15条第1項関係)

番号	定期検査項目	省略可否	採水場所	検査頻度	検査回数の減	省略の可否(条件)
基1	一般細菌	×	給水栓	おおむね月1回以上	不可	不可
基2	大腸菌	×	給水栓	おおむね月1回以上	不可	不可
基3	カドミウム及びその化合物	○	浄水施設出口等可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	可(注3)
基4	水銀及びその化合物	○	浄水施設出口等可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	可(注3)
基5	セレン及びその化合物	○	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	可(注3)
基6	鉛及びその化合物	○	給水栓	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	可(注4)
基7	ヒ素及びその化合物	○	浄水施設出口等可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	可(注3)
基8	六価クロム化合物	○	給水栓	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	可(注4)
基9	亜硝酸態窒素	×	浄水施設出口等可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	不可
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	浄水施設出口等可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	不可
基12	フッ素及びその化合物	○	浄水施設出口等可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	可(注3)
基13	ホウ素及びその化合物	○	浄水施設出口等可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	可(注3)海水を原水とする場合は不可
基14	四塩化炭素	○	浄水施設出口等可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	可(注6)
基15	1,4-ジオキサン	○	浄水施設出口等可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	可(注6)
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	浄水施設出口等可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	可(注6)
基17	ジクロロメタン	○	浄水施設出口等可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	可(注6)
基18	テトラクロロエチレン	○	浄水施設出口等可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	可(注6)
基19	トリクロロエチレン	○	浄水施設出口等可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	可(注6)
基20	ベンゼン	○	浄水施設出口等可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	可(注6)
基21	塩素酸	×	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	不可
基22	クロロ酢酸	×	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	不可
基23	クロロホルム	×	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	不可
基24	ジクロロ酢酸	×	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	不可
基25	ジブロモクロロメタン	×	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	不可
基26	臭素酸	○	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	可(注3)浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合は不可
基27	総トリハロメタン	×	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	不可
基28	トリクロロ酢酸	×	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	不可
基29	ブロモジクロロメタン	×	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	不可
基30	ブロモホルム	×	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	不可
基31	ホルムアルデヒド	×	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	不可
基32	亜鉛及びその化合物	○	給水栓	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	可(注4)
基33	アルミニウム及びその化合物	○	給水栓	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	可(注4)
基34	鉄及びその化合物	○	給水栓	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	可(注4)
基35	銅及びその化合物	○	給水栓	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	可(注4)
基36	ナトリウム及びその化合物	○	浄水施設出口等可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	可(注3)
基37	マンガン及びその化合物	○	給水栓	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	可(注3)
基38	塩化物イオン	×	給水栓	おおむね月1回以上	おおむね3月に1回以上(注5)	不可
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	浄水施設出口等可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	可(注3)
基40	蒸発残留物	○	浄水施設出口等可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	可(注3)
基41	陰イオン界面活性剤	○	浄水施設出口等可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	可(注3)
基42	ジェオスミン	○	給水栓	原因藻類発生時期に月に1回以上	不可	可(注7)
基43	2-メチルイソボルネオール	○	給水栓	原因藻類発生時期に月に1回以上	不可	可(注7)
基44	非イオン界面活性剤	○	浄水施設出口等可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	可(注3)
基45	フェノール類	○	浄水施設出口等可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	可(注3)
基46	有機物等(TOCの量)	×	給水栓	おおむね月1回以上	おおむね3月に1回以上(注5)	不可
基47	pH値	×	給水栓	おおむね月1回以上	おおむね3月に1回以上(注5)	不可
基48	味	×	給水栓	おおむね月1回以上	おおむね3月に1回以上(注5)	不可
基49	臭気	×	給水栓	おおむね月1回以上	おおむね3月に1回以上(注5)	不可
基50	色度	×	給水栓	おおむね月1回以上	おおむね3月に1回以上(注5)	不可
基51	濁度	×	給水栓	おおむね月1回以上	おおむね3月に1回以上(注5)	不可
毎1	色	×	給水栓	1日1回以上	不可	不可
毎2	濁り	×	給水栓	1日1回以上	不可	不可
毎3	消毒の残留効果	×	給水栓	1日1回以上	不可	不可

(注1) 送・配水施設において濃度が上昇しないことが確認される場合は、給水栓のほか、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかの場所で採水することができる。

(注2) 原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるときは、おおむね1年に1回以上と、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であるときは、おおむね3年に1回以上まで、検査頻度を減らすことが可能。

(注3) 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、省略可。

(注4) 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及び周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、省略可。

(注5) 連続的に計測及び記録がなされている場合は、おおむね3月に1回以上まで、検査頻度を減らすことが可能。

(注6) 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、省略可。

(注7) 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等の停滞水域を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、省略可。

別表2－1 判定検査頻度一覧表（簡易水道を含む旧島原市水道配水系統）

（簡易水道を含む旧島原市水道配水系統）

番号	定期検査項目	基本検査頻度	シートFにおける判定検査頻度									
			上の原	森 岳	三 会	安 中	折 橋	中木場	礫石原	油 堀	立 野	
基 1	一般細菌	1回／月	基本頻度（水質データが蓄積されるまで）	1回／月（検査頻度の減及び省略不可能項目）								
基 2	大 腸 菌	1回／月		1回／月（検査頻度の減及び省略不可能項目）								
基 3	カドミウム及びその化合物	1回／3月		1回／3年（全水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）								
基 4	水銀及びその化合物	1回／3月		1回／3年（全水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）								
基 5	セレン及びその化合物	1回／3月		1回／3年（全水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）								
基 6	鉛及びその化合物	1回／3月		1回／3年（全水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）								
基 7	ヒ素及びその化合物	1回／3月		1回／3年（中木場は過去基準値1/2越なく省略可、他は基準値の1/10 以下）								
基 8	六価クロム化合物	1回／3月		1回／3月 基本頻度（新しい基準の水質データが蓄積されるまで）								
基 9	亜硝酸態窒素	1回／3月		1回／3年（全水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）								
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1回／3月		1回／3月（検査頻度の減及び省略不可能項目）								
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回／3月		1回／3月	1回／3月	1回／年	1回／3月	1回／年	1回／3年	1回／3月	1回／年	
基12	フッ素及びその化合物	1回／3月		1回／3年（森岳・中木場は過去基準値1/2越なく省略可、他は基準値の1/10 以下）								
基13	ホウ素及びその化合物	1回／3月		1回／3年（全水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）								
基14	四塩化炭素	1回／3月		1回／3年（全水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）								
基15	1,4-ジオキサン	1回／3月		1回／3年（全水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）								
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回／3月		1回／3年（全水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）								
基17	ジクロロメタン	1回／3月		1回／3年（全水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）								
基18	テトラクロロエチレン	1回／3月		1回／3年（全水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）								
基19	トリクロロエチレン	1回／3月		1回／3年（全水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）								
基20	ベンゼン	1回／3月		1回／3年（全水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）								
基21	塩 素 酸	1回／3月		1回／3月（検査頻度の減及び省略不可能項目）								
基22	クロロ酢酸	1回／3月		1回／3月（検査頻度の減及び省略不可能項目）								
基23	クロロホルム	1回／3月		1回／3月（検査頻度の減及び省略不可能項目）								
基24	ジクロロ酢酸	1回／3月		1回／3月（検査頻度の減及び省略不可能項目）								
基25	ジブロモクロロメタン	1回／3月		1回／3月（検査頻度の減及び省略不可能項目）								
基26	臭 素 酸	1回／3月		1回／3月（消毒に次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため、省略不可）								
基27	総トリハロメタン	1回／3月		1回／3月（検査頻度の減及び省略不可能項目）								
基28	トリクロロ酢酸	1回／3月		1回／3月（検査頻度の減及び省略不可能項目）								
基29	ブロモジクロロメタン	1回／3月		1回／3月（検査頻度の減及び省略不可能項目）								
基30	ブロモホルム	1回／3月		1回／3月（検査頻度の減及び省略不可能項目）								
基31	ホルムアルデヒド	1回／3月		1回／3月（検査頻度の減及び省略不可能項目）								
基32	亜鉛及びその化合物	1回／3月		1回／3年（全水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）								
基33	アルミニウム及びその化合物	1回／3月		1回／3年（全水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）								
基34	鉄及びその化合物	1回／3月		1回／3年（全水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）								
基35	銅及びその化合物	1回／3月		1回／3年（全水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）								
基36	ナトリウム及びその化合物	1回／3月		1回／3年（安中と中木場は過去基準値1/2越なく省略可、他は基準値の1/10 以下）								
基37	マンガン及びその化合物	1回／3月		1回／3年（全水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）								
基38	塩化物イオン	1回／月		1回／月（検査頻度の減及び省略不可能項目）								
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回／3月		1回／3月	1回／年	1回／3月	1回／3月	1回／3月	1回／年	1回／年	1回／年	
基40	蒸発残留物	1回／3月		1回／3月	1回／3月	1回／3月	1回／3月	1回／3月	1回／3月	1回／3月	1回／3月	
基41	陰イオン界面活性剤	1回／3月		1回／3年（全水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）								
基42	ジェオスミン	原因藻類発生時期に月に1回以上		1回／3年（藻類が発生することはない、全水系の検査結果が1/2以下のため）								
基43	2-メチルイソボルネオール	原因藻類発生時期に月に1回以上		1回／3年（藻類が発生することはない、全水系の検査結果が1/2以下のため）								
基44	非イオン界面活性剤	1回／3月		1回／3年（全水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）								
基45	フェノール類	1回／3月		1回／3年（全水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）								
基46	有機物(TOCの量)	1回／月		1回／月（検査頻度の減及び省略不可能項目）								
基47	pH値	1回／月		1回／月（検査頻度の減及び省略不可能項目）								
基48	味	1回／月		1回／月（検査頻度の減及び省略不可能項目）								
基49	臭 気	1回／月		1回／月（検査頻度の減及び省略不可能項目）								
基50	色 度	1回／月		1回／月（検査頻度の減及び省略不可能項目）								
基51	濁 度	1回／月		1回／月（検査頻度の減及び省略不可能項目）								
毎 1	色	1回／日	毎日検査項目									
毎 2	濁り	1回／日	毎日検査項目									
毎 3	消毒の残留効果	1回／日	毎日検査項目									

基11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素について、安中水系、中木場水系、及び礫石原水系は過去の検査結果が、基準値の1/5以下のため年1回の検査に頻度の減が可能 だが、その他の水系は、1/5を超えるため基本頻度である3か月に1回の検査が必要。

基39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)について、安中水系と中木場水系は過去の検査結果が基準値の1/2を超え、検査頻度の減及び省略が出来ないため3ヶ月に1回 の検査が必要であるが、その他の水系については1/2を超えたことがないため、諸状況を勘案して1年に1回の検査が可能。

基40 蒸発残留物について、安中水系と中木場水系は過去の検査結果が基準値の1/2を超え、検査の減及び省略が出来ないため3ヶ月に1回の検査が必要である。

別表2－2 判定検査頻度一覧表（旧有明町水道配水系統）

（旧有明町水道配水系統）

番号	定期検査項目	基本検査頻度	シートFにおける判定検査頻度							
			川内	舞人堂	久原	出口	松崎	ニツ石	水ノ出口	高野水系
基1	一般細菌	1回／月	1回／月（検査頻度の減及び省略不可能項目）							
基2	大腸菌	1回／月	1回／月（検査頻度の減及び省略不可能項目）							
基3	カドミウム及びその化合物	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基4	水銀及びその化合物	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基5	セレン及びその化合物	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基6	鉛及びその化合物	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基7	ヒ素及びその化合物	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基8	六価クロム化合物	1回／3月	1回／3月 基本頻度（新しい基準の水質データが蓄積されるまで）							
基9	亜硝酸態窒素	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1回／3月	1回／3月（検査頻度の減及び省略不可能項目）							
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回／3月	1回／3月	1回／3月	1回／3月	1回／3月	1回／3月	1回／3年	1回／3年	1回／年
基12	フッ素及びその化合物	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基13	ホウ素及びその化合物	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基14	四塩化炭素	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基15	1,4-ジオキサン	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基17	ジクロロメタン	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基18	テトラクロロエチレン	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基19	トリクロロエチレン	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基20	ベンゼン	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基21	塩素酸	1回／3月	1回／3月（検査頻度の減及び省略不可能項目）							
基22	クロロ酢酸	1回／3月	1回／3月（検査頻度の減及び省略不可能項目）							
基23	クロロホルム	1回／3月	1回／3月（検査頻度の減及び省略不可能項目）							
基24	ジクロロ酢酸	1回／3月	1回／3月（検査頻度の減及び省略不可能項目）							
基25	ジブロモクロロメタン	1回／3月	1回／3月（検査頻度の減及び省略不可能項目）							
基26	臭素酸	1回／3月	1回／3月（消毒に次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため、省略不可）							
基27	総トリハロメタン	1回／3月	1回／3月（検査頻度の減及び省略不可能項目）							
基28	トリクロロ酢酸	1回／3月	1回／3月（検査頻度の減及び省略不可能項目）							
基29	ブロモジクロロメタン	1回／3月	1回／3月（検査頻度の減及び省略不可能項目）							
基30	ブロモホルム	1回／3月	1回／3月（検査頻度の減及び省略不可能項目）							
基31	ホルムアルデヒド	1回／3月	1回／3月（検査頻度の減及び省略不可能項目）							
基32	亜鉛及びその化合物	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基33	アルミニウム及びその化合物	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基34	鉄及びその化合物	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基35	銅及びその化合物	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基36	ナトリウム及びその化合物	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基37	マンガン及びその化合物	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基38	塩化物イオン	1回／月	1回／月（検査頻度の減及び省略不可能項目）							
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回／3月	1回／3年	1回／年	1回／3月	1回／3月	1回／年	1回／3年	1回／3年	1回／3年
基40	蒸発残留物	1回／3月	1回／3月	1回／3月	1回／3月	1回／3月	1回／3月	1回／3月	1回／3月	1回／3月
基41	陰イオン界面活性剤	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基42	ジェオスミン	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回／3年（藻類が発生することはなく、全水系の検査結果が1/2以下のため）							
基43	2-メチルイソボルネオール	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回／3年（藻類が発生することはなく、全水系の検査結果が1/2以下のため）							
基44	非イオン界面活性剤	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基45	フェノール類	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基46	有機物(TOCの量)	1回／月	1回／月（検査頻度の減及び省略不可能項目）							
基47	pH値	1回／月	1回／月（検査頻度の減及び省略不可能項目）							
基48	味	1回／月	1回／月（検査頻度の減及び省略不可能項目）							
基49	臭気	1回／月	1回／月（検査頻度の減及び省略不可能項目）							
基50	色度	1回／月	1回／月（検査頻度の減及び省略不可能項目）							
基51	濁度	1回／月	1回／月（検査頻度の減及び省略不可能項目）							
毎1	色	1回／日	毎日検査項目							
毎2	濁り	1回／日	毎日検査項目							
毎3	消毒の残留効果	1回／日	毎日検査項目							

基10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素について、ニツ石水系及び水ノ出口水系は基準値の1/10以下のため3年に1回の検査に、高野水系は基準値の1/5以下のため年1回の検査に検査頻度の減が可能だが、川内、舞人堂、久原、出口及び松崎水系については、基準値の1/5を超えるため、基本頻度である3ヶ月に1回の検査が必要。

基38 カルシウム、マグネシウム等(硬度)について、川内水系、ニツ石水系、水ノ出口水系及び高野水系では過去の検査結果が基準値の1/10以下であり、3年に1回の検査。舞人堂水系、松崎水系では過去の検査結果が基準値の1/5以下であり、1年に1回の検査、久原水系、出口水系では基本検査頻度で行う必要がある。

基39 蒸発残留物について、全水系で基本検査頻度で行う必要がある。

別表3－1 水質検査実施頻度一覧表（簡易水道を含む旧島原市水道配水系統）

（簡易水道を含む旧島原市水道配水系統）

森岳、三会、安中、折橋、中木場、油堀、礪石原、立野水系					
番号	定期検査項目	基本検査頻度	判定検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基 1	一般細菌	1回／月		1回／月	検査頻度の減及び省略不可項目
基 2	大 腸 菌	1回／月		1回／月	検査頻度の減及び省略不可項目
基 3	カドミウム及びその化合物	1回／3月	1回／3年(全水系)	1回／年	過去の検査結果等から3年に1回で良いが、安全性の確認のため年に1回実施
基 4	水銀及びその化合物	1回／3月	1回／3年(全水系)	1回／年	過去の検査結果等から3年に1回で良いが、安全性の確認のため年に1回実施
基 5	セレン及びその化合物	1回／3月	1回／3年(全水系)	1回／年	過去の検査結果等から3年に1回で良いが、安全性の確認のため年に1回実施
基 6	鉛及びその化合物	1回／3月	1回／3年(全水系)	1回／年	過去の検査結果等から3年に1回で良いが、安全性の確認のため年に1回実施
基 7	ヒ素及びその化合物	1回／3月	1回／3年(全水系)	1回／年	過去の検査結果等から3年に1回で良いが、安全性の確認のため年に1回実施
基 8	六価クロム化合物	1回／3月		1回／3月	新しい基準に対応する水質データが蓄積されるまで
基 9	亜硝酸態窒素	1回／3月	1回／3年(全水系)	1回／年	過去の検査結果等から3年に1回で良いが、安全性の確認のため年に1回実施
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1回／3月		1回／3月	検査頻度の減及び省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回／3月	1回／3月(5水系) 1回／年(3水系)	1回／3月 または1回／月	三会水系は監視のため毎月実施し、他の7水系については安全性の確認と水質比較のため基本頻度で実施
基12	フッ素及びその化合物	1回／3月	1回／3年(全水系)	1回／年	過去の検査結果等から3年に1回で良いが、安全性の確認のため年に1回実施
基13	ホウ素及びその化合物	1回／3月	1回／3年(全水系)	1回／年	過去の検査結果等から3年に1回で良いが、安全性の確認のため年に1回実施
基14	四塩化炭素	1回／3月	1回／3年(全水系)	1回／年	過去の検査結果等から3年に1回で良いが、安全性の確認のため年に1回実施
基15	1,4-ジオキサン	1回／3月	1回／3年(全水系)	1回／年	過去の検査結果等から3年に1回で良いが、安全性の確認のため年に1回実施
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	1回／3月	1回／3月(全水系)	1回／年	過去の検査結果等から3年に1回で良いが、安全性の確認のため年に1回実施
基17	ジクロロメタン	1回／3月	1回／3年(全水系)	1回／年	過去の検査結果等から3年に1回で良いが、安全性の確認のため年に1回実施
基18	テトラクロロエチレン	1回／3月	1回／3年(全水系)	1回／年	過去の検査結果等から3年に1回で良いが、安全性の確認のため年に1回実施
基19	トリクロロエチレン	1回／3月	1回／3年(全水系)	1回／年	過去の検査結果等から3年に1回で良いが、安全性の確認のため年に1回実施
基20	ベンゼン	1回／3月	1回／3年(全水系)	1回／年	過去の検査結果等から3年に1回で良いが、安全性の確認のため年に1回実施
基21	塩 素 酸	1回／3月		1回／3月	検査頻度の減及び省略不可項目
基22	クロロ酢酸	1回／3月		1回／3月	検査頻度の減及び省略不可項目
基23	クロロホルム	1回／3月		1回／3月	検査頻度の減及び省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	1回／3月		1回／3月	検査頻度の減及び省略不可項目
基25	ジブロモクロロメタン	1回／3月		1回／3月	検査頻度の減及び省略不可項目
基26	臭 素 酸	1回／3月	1回／3月(全水系)	1回／3月	消毒に次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため、基本検査頻度で実施
基27	総トリハロメタン	1回／3月		1回／3月	検査頻度の減及び省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	1回／3月		1回／3月	検査頻度の減及び省略不可項目
基29	ブロモジクロロメタン	1回／3月		1回／3月	検査頻度の減及び省略不可項目
基30	ブロモホルム	1回／3月		1回／3月	検査頻度の減及び省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	1回／3月		1回／3月	検査頻度の減及び省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	1回／3月	1回／3年(全水系)	1回／年	過去の検査結果等から3年に1回で良いが、水の性状確認のため年に1回実施
基33	アルミニウム及びその化合物	1回／3月	1回／3年(全水系)	1回／年	過去の検査結果等から3年に1回で良いが、水の性状確認のため年に1回実施
基34	鉄及びその化合物	1回／3月	1回／3年(全水系)	1回／年	過去の検査結果等から3年に1回で良いが、水の性状確認のため年に1回実施
基35	銅及びその化合物	1回／3月	1回／3年(全水系)	1回／年	過去の検査結果等から3年に1回で良いが、水の性状確認のため年に1回実施
基36	ナトリウム及びその化合物	1回／3月	1回／3年(全水系)	1回／年	過去の検査結果等から3年に1回で良いが、水の性状確認のため年に1回実施
基37	マンガン及びその化合物	1回／3月	1回／3年(全水系)	1回／年	過去の検査結果等から3年に1回で良いが、水の性状確認のため年に1回実施
基38	塩化物イオン	1回／月		1回／月	検査頻度の減及び省略不可項目
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回／3月	1回／3月(5水系) 1回／年(3水系)	1回／3月	過去の検査結果が2水系で基準値の1/2を超えており、水の性状確認と水質比較のため全水系基本頻度で実施
基40	蒸発残留物	1回／3月	1回／3月(8水系)	1回／3月	過去の検査結果が2水系で基準値の1/2を超えており、水の性状確認と水質比較のため全水系基本頻度で実施
基41	陰イオン界面活性剤	1回／3月	1回／3年(全水系)	1回／年	過去の検査結果等から3年に1回で良いが、水の性状確認のため年に1回実施
基42	ジェオスミン	原因藻類発生時期 に月に1回以上	1回／3年(全水系)	1回／年	臭気物質を発生する藻類の発生はないが、水の性状確認のため年に1回実施
基43	2-メチルイソボルネオール	原因藻類発生時期 に月に1回以上	1回／3年(全水系)	1回／年	臭気物質を発生する藻類の発生はないが、水の性状確認のため年に1回実施
基44	非イオン界面活性剤	1回／3月	1回／3年(全水系)	1回／年	過去の検査結果等から3年に1回で良いが、水の性状確認のため年に1回実施
基45	フェノール類	1回／3月	1回／3年(全水系)	1回／年	過去の検査結果等から3年に1回で良いが、水の性状確認のため年に1回実施
基46	有機物(TOCの量)	1回／月		1回／月	検査頻度の減及び省略不可項目
基47	pH値	1回／月		1回／月	検査頻度の減及び省略不可項目
基48	味	1回／月		1回／月	検査頻度の減及び省略不可項目
基49	臭 気	1回／月		1回／月	検査頻度の減及び省略不可項目
基50	色 度	1回／月		1回／月	検査頻度の減及び省略不可項目
基51	濁 度	1回／月		1回／月	検査頻度の減及び省略不可項目
毎 1	色	1回／日		1回／日	毎日検査項目
毎 2	濁り	1回／日		1回／日	毎日検査項目
毎 3	消毒の残留効果	1回／日		1回／日	毎日検査項目

別表3－2 判定検査頻度一覧表（旧有明町水道配水系統）

川内、舞人堂、久原、出口、松崎、二ツ石、水の出口、高野水系

（旧有明町水道配水系統）

番号	定期検査項目	基本検査頻度	シートFにおける判定検査頻度							
			川 内	舞人堂	久 原	出 口	松 崎	二ツ石	水ノ出口	高 野
基 1	一般細菌	1回／月	1回／月（検査頻度の減及び省略不可能項目）							
基 2	大 腸 菌	1回／月	1回／月（検査頻度の減及び省略不可能項目）							
基 3	カドミウム及びその化合物	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基 4	水銀及びその化合物	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基 5	セレン及びその化合物	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基 6	鉛及びその化合物	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基 7	ヒ素及びその化合物	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基 8	六価クロム化合物	1回／3月	1回／3月 基本頻度（新しい基準の水質データが蓄積されるまで）							
基 9	亜硝酸態窒素	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1回／3月	1回／3月（検査頻度の減及び省略不可能項目）							
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回／3月	1回／3月	1回／3月	1回／3月	1回／3月	1回／3月	1回／3年	1回／3年	1回／年
基12	フッ素及びその化合物	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基13	ホウ素及びその化合物	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基14	四塩化炭素	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基15	1,4-ジオキサン	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基17	ジクロロメタン	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基18	テトラクロロエチレン	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基19	トリクロロエチレン	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基20	ベンゼン	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基21	塩 素 酸	1回／3月	1回／3月（検査頻度の減及び省略不可能項目）							
基22	クロロ酢酸	1回／3月	1回／3月（検査頻度の減及び省略不可能項目）							
基23	クロロホルム	1回／3月	1回／3月（検査頻度の減及び省略不可能項目）							
基24	ジクロロ酢酸	1回／3月	1回／3月（検査頻度の減及び省略不可能項目）							
基25	ジブロモクロロメタン	1回／3月	1回／3月（検査頻度の減及び省略不可能項目）							
基26	臭 素 酸	1回／3月	1回／3月（消毒に次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため、省略不可）							
基27	総トリハロメタン	1回／3月	1回／3月（検査頻度の減及び省略不可能項目）							
基28	トリクロロ酢酸	1回／3月	1回／3月（検査頻度の減及び省略不可能項目）							
基29	ブロモジクロロメタン	1回／3月	1回／3月（検査頻度の減及び省略不可能項目）							
基30	ブロモホルム	1回／3月	1回／3月（検査頻度の減及び省略不可能項目）							
基31	ホルムアルデヒド	1回／3月	1回／3月（検査頻度の減及び省略不可能項目）							
基32	亜鉛及びその化合物	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基33	アルミニウム及びその化合物	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基34	鉄及びその化合物	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基35	銅及びその化合物	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基36	ナトリウム及びその化合物	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基37	マンガン及びその化合物	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基38	塩化物イオン	1回／月	1回／月（検査頻度の減及び省略不可能項目）							
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回／3月	1回／3年	1回／年	1回／3月	1回／3月	1回／年	1回／3年	1回／3年	1回／3年
基40	蒸発残留物	1回／3月	1回／3月	1回／3月	1回／3月	1回／3月	1回／3月	1回／3月	1回／3月	1回／3月
基41	陰イオン界面活性剤	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基42	ジェオスミン	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回／3年（藻類が発生することはなく、全水系の検査結果が1/2以下のため）							
基43	2-メチルイソボルネオール	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回／3年（藻類が発生することはなく、全水系の検査結果が1/2以下のため）							
基44	非イオン界面活性剤	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基45	フェノール類	1回／3月	1回／3年（8水系共過去の検査結果が基準値の1/10以下のため）							
基46	有機物(TOCの量)	1回／月	1回／月（検査頻度の減及び省略不可能項目）							
基47	pH値	1回／月	1回／月（検査頻度の減及び省略不可能項目）							
基48	味	1回／月	1回／月（検査頻度の減及び省略不可能項目）							
基49	臭 気	1回／月	1回／月（検査頻度の減及び省略不可能項目）							
基50	色 度	1回／月	1回／月（検査頻度の減及び省略不可能項目）							
基51	濁 度	1回／月	1回／月（検査頻度の減及び省略不可能項目）							
毎 1	色	1回／日	毎日検査項目							
毎 2	濁り	1回／日	毎日検査項目							
毎 3	消毒の残留効果	1回／日	毎日検査項目							

基10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素について、二ツ石水系及び水ノ出口水系は基準値の1/10以下のため3年に1回の検査に、高野水系は基準値の1/5以下のため年1回の検査に検査頻度の減が可能だが、川内、舞人堂、久原、出口及び松崎水系については、基準値の1/5を超えるため、基本頻度である3ヶ月に1回の検査が必要。

基38 カルシウム、マグネシウム等(硬度)について、川内水系、二ツ石水系、水ノ出口水系及び高野水系では過去の検査結果が基準値の1/10以下であり、3年に1回の検査。舞人堂水系、松崎水系では過去の検査結果が基準値の1/5以下であり、1年に1回の検査、久原水系、出口水系では基本検査頻度で行う必要がある。

基39 蒸発残留物について、全水系で基本検査頻度で行う必要がある。

別表4 検査箇所・検体数一覧表

(検査対象施設 ○)

			原水全項目 (39項目)	浄水全項目 (51項目)	3箇月毎検査 (16項目)	毎月検査 (9項目)	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素			クリプトスポリジウム 指標菌検査		水質管理目標 設定項目
			年1回	年1回	年3回	年11回	年11回	年8回	年1回	年12回	年1回	年1回
	1	三会第2水源	○				○				○	
	2	三会第3水源	○				○				○	
	3	森岳第1水源	○								○	
	4	森岳第2水源	○								○	
	5	上の原第1水源	○							○		
	6	上の原第2水源	○								○	
	7	上の原第3水源	○								○	
	8	折橋第1水源	○						○		○	
	9	折橋第2水源	○						○		○	
	10	安中第1水源	○								○	
	11	安中第2水源	○								○	
	12	礫石原第1水源	○						○		○	
	13	礫石原第2水源	○						○		○	
	14	油堀第1水源	○						○		○	
	15	油堀第2水源	○						○		○	
	16	立野第1水源	○						○		○	
	17	立野第2水源	○						○		○	
	18	二ツ石第1水源	○						○		○	
	19	二ツ石第2水源	○						○		○	
	20	水ノ出口第1水源	○						○		○	
	21	水ノ出口第2水源	○						○		○	
	22	高野第1水源	○						○		○	
	23	高野第2水源	○						○		○	
	24	高野第3水源	○						○		○	
	25	川内第1水源	○						○	○		
	26	久原水源	○				○				○	
	27	舞人堂第1水源	○				○				○	
	28	舞人堂第2水源	○				○				○	
	29	出口水源	○				○			○		
	30	松崎水源	○				○				○	
	1	三会水系		○	○	○		○				
	2	森岳水系		○	○	○						
	3	上の原水系		○年4回		○年8回						○
	4	折橋水系		○	○	○						
	5	安中水系		○	○	○						
	6	礫石原水系		○	○	○						
	7	油堀水系		○	○	○						
	8	立野水系		○	○	○						
	9	二ツ石水系		○	○	○						
	10	水ノ出口水系		○	○	○		○				
	11	高野水系		○	○	○						
	12	川内水系		○	○	○		○				
	13	久原水系		○	○	○		○				
	14	舞人堂水系		○	○	○		○				
	15	出口水系		○	○	○		○				
	16	松崎水系		○	○	○		○				
検査箇所数			30	16	15	16	7	7	17	3	27	1
検 体 数			30	19	45	173	77	56	17	36	27	1

簡水	1	中木場第2水源	○								○	
	1	中木場水系		○	○	○						
	検査箇所数		1	1	1	1	0	0	0	0	1	0
	検 体 数		1	1	3	11	0	0	0	0	1	0

合計検査箇所数			31	17	16	17	7	7	17	3	28	1
合計検体数			31	20	48	184	150			64		1

別表5-1 検査項目一覧表(1)

水質基準項目

(検査対象項目 ○)

番号	項 目	浄水全項目 (51項目)	原水全項目 (39項目)	3箇月毎 (16項目)	毎 月 (9項目)	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素
1	一般細菌	○	○		○	
2	大腸菌	○	○		○	
3	カドミウム及びその化合物	○	○			
4	水銀及びその化合物	○	○			
5	セレン及びその化合物	○	○			
6	鉛及びその化合物	○	○			
7	ヒ素及びその化合物	○	○			
8	六価クロム化合物	○	○	○		
9	亜硝酸態窒素	○	○			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○	○	○		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○		○
12	フッ素及びその化合物	○	○			
13	ホウ素及びその化合物	○	○			
14	四塩化炭素	○	○			
15	1,4-ジオキサン	○	○			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	○	○			
17	ジクロロメタン	○	○			
18	テトラクロロエチレン	○	○			
19	トリクロロエチレン	○	○			
20	ベンゼン	○	○			
21	塩素酸	○		○		
22	クロロ酢酸	○		○		
23	クロロホルム	○		○		
24	ジクロロ酢酸	○		○		
25	ジブロモクロロメタン	○		○		
26	臭素酸	○		○		
27	総トリハロメタン	○		○		
28	トリクロロ酢酸	○		○		
29	ブロモジクロロメタン	○		○		
30	ブロモホルム	○		○		
31	ホルムアルデヒド	○		○		
32	亜鉛及びその化合物	○	○			
33	アルミニウム及びその化合物	○	○			
34	鉄及びその化合物	○	○			
35	銅及びその化合物	○	○			
36	ナトリウム及びその化合物	○	○			
37	マンガン及びその化合物	○	○			
38	塩化物イオン	○	○		○	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	○		
40	蒸発残留物	○	○	○		
41	陰イオン界面活性剤	○	○			
42	ジェオスミン	○	○			
43	2-メチルイソボルネオール	○	○			
44	非イオン界面活性剤	○	○			
45	フェノール類	○	○			
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○		○	
47	pH値	○	○		○	
48	味	○			○	
49	臭 気	○	○		○	
50	色 度	○	○		○	
51	濁 度	○	○		○	

別表5-2 検査項目一覧表(2)

水質管理目標設定項目(20項目)

番号	項 目
1	アンチモン及びその化合物
2	ウラン及びその化合物
3	ニッケル及びその化合物
4	亜硝酸態窒素
5	1, 2-ジクロロエタン
6	削 除
7	1, 1, 2-トリクロロエタン(削除)
8	トルエン
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)
10	亜塩素酸
11	削 除
12	二酸化塩素
13	ジクロロアセトニトリル
14	抱水クロラール
15	農薬類
16	残留塩素
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)
18	マンガン及びその化合物
19	遊離炭酸
20	1, 1, 1-トリクロロエタン
21	メチル-tert-ブチルエーテル
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)
23	臭気強度(TON)
24	蒸発残留物
25	濁度
26	pH値
27	腐食性(ランゲリア指数)
28	従属栄養細菌
29	1, 1-ジクロロエチレン
30	アルミニウム及びその化合物
31	ペルフルオロオクタン sulfonic 酸(PFOS) 及び ペルフルオロオクタン酸(PFOA)

- ・番号7の項目については、削除。
- ・番号11の項目については、平成19年改正により削除。
- ・番号6の項目については、平成20年改正により削除。
- ・番号16、17、18、24、25、26、30の7項目は、検査対象としない。
- ・番号4の項目については、平成26年改正により削除。

クリプトスポリジウム指標菌

	項 目
1	大腸菌
2	嫌気性芽胞菌

左記項目中 15農薬類の検査対象農薬(18項目)

番号	農 薬 名
1	1, 3-ジクロロプロペン(D-D)
4	EPN
16	イプロベンホス(IBP)
21	エトフェンプロックス
41	クロロタロニル(TPN)
53	シマジン(CAT)
58	ダイアジノン
62	チウラム
65	チオベンカルブ
70	トリシクラゾール
81	フィプロニル
82	フェニトロチオン(MEP)
88	フサライド
98	プロベナゾール
100	ベノミル
101	ペンシクロン
113	メタラキシル
118	メフェナセツ